

平成26年度

福島県環境審議会全体会議事録

(平成27年1月23日)

1 日時

平成27年1月23日（金）

午後 1時30分 開会

午後 4時15分 閉会

2 場所

消費生活センター研修室（自治会館1階）

3 議事

- (1) 福島県循環型社会形成推進計画について
- (2) カドミウム及びその化合物の排水基準の見直しについて
- (3) 平成27年度水質測定計画について
- (4) 体験の機会の際の認定について

4 出席委員

石田順一郎 市川陽子 菅野篤 清水晶紀 菅井ハルヨ 中野豊
長林久夫 古川道郎（代理出席：中山貞幸） 細谷寿江 芳見弘一
和合アヤ子 和田佳代子 渡邊明 （以上13名）

5 欠席委員

大迫政浩 河津賢澄 崎田裕子 佐藤俊彦 高荒智子 富樫恵久子
橋口恭子 山口信也 （以上8名）

6 事務局出席職員

佐久間 生活環境部政策監
久能 生活環境部次長（環境共生担当）
（生活環境総室）
佐々 生活環境総務課長
大江 生活環境部企画主幹 他
（環境共生総室）
高荒 環境共生課長
二瓶 環境共生課総括主幹兼副課長
引地 部参事兼水・大気環境課長
志田 水・大気環境課主幹兼副課長 他

7 内容

(1) 開会 (司会：濱津生活環境総務課主任主査)

(2) 挨拶 佐久間生活環境部政策監

(3) 議事録署名人

議事に先立ち、長林会長から議事録署名人として石田委員と中野委員が指名された。

(4) 議事

ア 福島県循環型社会形成推進計画について

事務局（高荒環境共生課長）から、資料1-1から1-6により、福島県循環型形成推進計画について説明し、以下の質疑等があった。

【石田委員】

前回質問させていただいたが、57頁の下から3行目。「福島県と全国では推定方法が異なっている～（後略）」とあるが、それを修飾するという意味で、下から4行目に「都道府県レベルの推定を行う場合もある～（中略）～存在しないことなどから、」とある。これを新たな修飾語として入れているが、ここで「存在しないことから、」と言っているにもかかわらず、「福島県と全国では推計方法が異なっているため、単純な比較はできませんが、」という文章の流れが理解できない。

「都道府県レベルでの～（中略）～統計データは存在しないことなどから～」を入れるのであれば、「福島県と全国では推定方法が異なっているため、」という語句は無くてもよいのではないか。

【高荒環境共生課長】

確かに同じような趣旨のことを言っているので、後半の部分は削除する。

【石田委員】

数値目標が変わったところがある。一つは、32頁の「(7)地産地消の促進」では、(前回の素案の)「学校給食における地場産物活用割合」から「農産物直売所の販売額」になった。もう一つは、29頁の表中の「産業廃棄物の再生利用率」と「産業廃棄物の最終処分率」だが、素案では、「産業廃棄物の減量化率・再生利用率 87%」とあったが、ここは「産業廃棄物の再生利用率 46%」と「産業廃棄物の最終処分率 12%」になって

いる。数値目標については、この2点を説明していただきたい。

【高荒環境共生課長】

まず、地産地消の促進における数値目標については、分かりやすい指標の掲載のため、学校給食における地場産物の利用割合というものではどうかと思っていた。しかし、議会などで多くの議論があるという話もいただいていたので、もう少しわかりやすい指標の検討を行ったところ、具体的な施策の中に直売所の取組について記載していることから、直売所に関する指標とした。子どもを人質にとられているという話もあり、この計画の中では、そこまで踏み込むべきかということも考慮し、今回の数値目標にしている。

次の産業廃棄物関係の数値目標については、前回、審議いただいた時には、改定予定の廃棄物処理計画がまだ固まっていない状況であったが、廃棄物処理計画では「産業廃棄物の再生利用率」となった。「産業廃棄物の最終処分率」は最終的に加えた部分である。同時進行で動いている廃棄物処理計画の指標も含めて整理している。

【和田委員】

巻末の資料について、2点ほどある。資料1の46頁の「森林の保全、整備等」の数値目標では、平成27年度の目標値が現況値と比べると2年間で倍増しているが、果たしてこれが可能なのか。もう一点は、資料2「福島県における物質フローの概要」の57頁の③「『出口』の特徴」の1行目後半の「内訳は」から3行目までのところの意味が理解できない。「74万トン」と「886万トン」という数字がどこから出てきたのか、「平成12年」というのがどこから出てきたものかが分からない。これらについて説明願いたい。

【高荒環境共生課長】

「森林の保全、整備等」については、農林水産部で計画を策定しており、その中で森林整備に関する目標を定めている。平成25年度は、このような実績値となっているが、さきほど説明させていただいたように、農林水産部では、森林整備をしながら除染を行うこととしており、非常に努力している。そういうところも含めて結果を出していきたいという目標値なので、御理解いただければと思う。

物質フロー調査の概要については、詳細な資料が別にあるが、計画では、その概要版として掲載している。例えば、「内訳は一般廃棄物が74万トン」という部分については、処理・処分される廃棄物の排出の内訳

となる。詳細なデータを入れると厚くなるためここでは割愛し、データとして対応しない部分となっている。

【長林議長】

物質フロー調査の数値がよく分からないということなので、必要であれば、説明のコメントを記載してみてもどうか。

【高荒環境共生課長】

今、資料を全部持っていないが、（調査委託先の）福島大学の調査報告の資料には詳細なデータがあるので、表で整理するなどして、ここでの記述が数字と対応するような工夫をさせていただければと思う。

【和田委員】

後で資料をいただければと思う。

【清水委員】

一点だけ伺いたい。41 頁の「放射性物質対策の実施」に関しては、県の役割として放射性物質の対策を進めることを記述したという説明だったが、市町村の役割に放射性物質対策が書かれていないということは、県の計画という理由で市町村に対するものは書かないということなのか。その辺りを確認させていただきたい。

【高荒環境共生課長】

放射性物質対策については、循環型社会形成のために何かをするという法律はなく、もちろん条例にも定めていない。現実として、必要に迫られて対策しているということであり、ここではあえて県の部分だけを書かせていただいた。

【清水委員】

避難が続いている地域を除き、例えば、福島市であれば、市町村が前面に立って行っている事業だと思うので、放射性物質対策のことを書くのであれば、市町村の役割という部分も考えたほうがいいのかと思う。

【中野委員】

放射能の話が出たが、既に大地震が起きてから 3 年以上が経過している。福島県の地域は浜、中、会津と分けられているが、3・11 の影響とし

での除染や放射能レベルは地域によって差がある。私は会津に住んでいるが、風評被害が深刻である。環境問題をエリア分けしてみるのもよいのではないか。

35 頁以降の「心の豊かさを重視した賢い生活様式及び行動様式への転換」については、37 頁に「環境問題に関わる様々な分野の専門家等を講師として活動し、～（中略）～指導者の育成を図ります。」とあるが、いつまでも「育成」である。育成よりも発掘するほうが大事だと思う。地域の中には環境教育や環境問題に関して自分の哲学を持って活動している方が大勢いる。こういう中から人材を発掘すべきである。

38 頁にも数値目標が設定されているが、具体性がない。一人一人、個人で行ってくださいとしているのか、それとも県、行政として、環境をつくっていくとしているのか。福島県は、3・11 以降、全国には例のない政策として、県内のエネルギー需要量の 100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すことを目指しているが、それに向かってどのように活動するのが県民には伝わらない。行政が掲げたテーマが地道に活動している人たちの目標となって、このテーマに対する答えを出すことに繋がるのではないか。県民の協力とあるので、その辺りをもう少し考えてほしい。

39 頁の⑧には「地域や家庭において地球温暖化防止活動のリーダーとして活動する『うつくしま地球温暖化防止活動推進員』～（後略）」とあるが、具体的なテーマが見えてこない。3つの数値目標が掲載されているが、どのように活用しようとしているのか、活動している人たちにどのように対峙していくのが曖昧である。私は温暖化防止活動推進員として 10 年以上携わっているが、毎年、同じレポートの提出を頼まれるだけであり、提出したレポートに対して何のフォローもない。これだけ大きな目標を掲げながら、県としてどういう活動を展開するつもりなのが見えてこない。県民一人一人の環境問題に対する関心のレベルアップを図らなくてはならないが、今の状態では到底難しいと思う。

42 頁では、大事なところが不足している。①の「（前略）～自然を利用するに当たっては、自然の保護に配慮し、～（後略）」とあるが、「自然を利用する」という文言が気になる。自然を利用するという見方が自然を搾取しているに思われる。利用するというよりも、むしろ自然との共生、共存を謳う必要がある。こういうところに多くの問題が巡り巡ってきた背景があるのではないか。人間目線ではなく、地球目線で考えなくてはならないと思う。世界に視点を合わせた県の環境行政でなくてはならない。環境問題は、地球全体の問題として、いかに自然と人間が共生していくかを考えることが必要であり、そのためには一人一人の協力

と認識、それをレベルアップするための教育と知識が必要になってくる。

【長林議長】

非常に良い御意見ではあるが、この計画案については昨年の5月から検討しており、今回の計画案は、各種意見を踏まえた結果によるものであるということを前提として、どのような文章にすべきか、本日御検討いただく必要がある。

【渡邊委員】

第1部会の責任者でもあるので、さきほどの質問について、コメントさせていただきたい。

石田委員からの質問である学校給食に関する指標については、県の指標としての目標値となるため、学校給食が地場産物の消費に繋がるのかという問題があり、PTAからは、「地産地消のため、放射能は安全だと言いたいがために子どもが犠牲にされている」という大変厳しい意見が出ている。地産地消については、地場産物が使え指標のほうがいいだろうということで提案しているので、御理解願いたい。

中野委員の意見である人材の発掘については、教育という問題を考えると、今の人材をつかうということは前提として、こういう文章を考えたときに、継続して育成しなければならないという課題がある。発掘も重要だと思うが、教育関係でいうと、次の世代の人材を育成も継続していく意味となるため、私は今回の文言に賛成している。

環境問題については、福島県の場合、福島議定書事業では3,000事業所ぐらいの参加を目標として活動しており、県による呼びかけや皆さんの協力によって展開されているという実態がある。必ずしも活動の実態がないわけではないので、御理解いただきたい。その上で、どう発展させていくのかという課題については、中野委員の意見のとおり、まだまだ不十分だと思うし、実は温室効果ガスの削減量もまだまだ少ない。そういったものを今後発展させるためには、どういうことが必要になるのかを考えた時に、例えば、シルバー人材など、どんどん人材を発掘しながら活動してもらうことが重要だと思っている。

森林の問題については、中野委員の意見のように、「共生」という言葉が適切とも思うが、里山など、利用規制などから人間が使わないと崩壊してしまう領域もある。私としては、「利用」という語句でよいと思う。高所からの目線で何かをするというわけではなく、いろいろな多様性や我々と森林との関係もあるので、ぜひ御理解いただきたい。

【中野委員】

少子高齢化によって社会経済が今までのようにはいかず、社会が変革していこうとする中で、従来の環境問題に対する考え方や姿勢で良いのだろうかということを言いたい。

【市川委員】

32頁の数値目標である「農産物直売所の販売額」の設定については、渡邊第1部会長から説明があったが、「学校給食における地場産物活用割合」を今になって掲載しないということは、小児科医として納得できないところがある。保育園においては、福島県産のものが出されては困るという方が一人でもいれば、福島県産のものは活用しないというところが、福島市内にも結構ある。私はこの実態に驚いており、医療の立場から、福島県産のものを子どもたちが食べても影響がないということを郡山などでも話している。消費者の中には、子どもたちを犠牲にしていると言う方もいるかもしれないが、この考え方は医学的には誤っている。誤っている考えが少数であって、県として、行政として、そのとおりにするのはいかなものか。食べても大丈夫であることを我々が一生懸命啓発している中、原発事故から4年目を迎えるのに、こうした逆行に任せるのか、それとも広い意味での修正なのか、もう少し説明をいただきたい。

【渡邊委員】

医学的に安全かという問題だけではない。医学的な安全の問題と県民の安全・安心の問題には隔たりがある。では、どのように推進していくのかという課題に対しては、いくら医学的に安全だと言われても、県民が安心しなければ進まない。安全と安心の乖離というのは、今回の原発事故でも大きな課題であり、原発事故から4年目を迎え、まだ多くの方が避難している今でもそうである。まずは、学校給食で地場産物を活用する数が地産地消の指標として適切なのかということ。地産地消というのは、自分たちのところでどれだけ生産し、どれだけ消費されたかということであって、学校給食に関するものを指標とすること自体ふさわしくないと思う。では、何のためにここで学校給食に関する指標を掲載するのかといえば、市川委員の意見のように、福島県のもものは安全だと言うがためになってしまう。それは医学的に正しいという問題ではなく、そう言わんばかりの指標として使用されるということになることを理解していただく必要がある。学校給食だけではなく、家庭を含めた全体の消費について考えるべきものであって、学校給食はこれとは関係が薄い

ということを考えていただきたい。

【市川委員】

しかし、実際、子どもたちは学校給食を栄養源としている。私の知る限りでは、福島県産のものを食べている方がほとんどだが、行政が学校給食を認めずに推進しないということになると、危ないのではないかと思う人が出てくる。

【渡邊委員】

行政で掲げないからといって、なぜ危ないと思う必要があるのか。また、危ないと思う人を解消していくことが前提になる。なぜ、そのような理由で学校給食を指標にしなくてはならないのか。ここでの指標は、広くどれだけ消費しているかということを考えるべきである。

【市川委員】

学校でとり入れないということは、何か問題があるのではないかと思うことに繋がる。この時期になって学校給食の指標を掲載しないのはどうかと思う。学校給食について含めて欲しい。

【長林議長】

本件については、数値目標設定の経緯がある。

【高荒環境共生課長】

この数値目標の設定については、当初の案では学校給食に関する数値目標を設定していた途中経過があり、第1部会で意見をいただいた中で、より適切な指標の設定を検討した結果、地域の農産物の消費の観点から、県全体の指標として、「農産物直売所の販売額」とした。「学校給食における地場産物活用割合」の掲載の善し悪しを検討した訳ではないので、誤解の無いようにお願いしたい。

【石田委員】

数値目標を何にするかということは非常に大事なことである。それを変える場合には、十分な説明が必要である。

【高荒環境共生課長】

数値目標を変えたというわけではなく、11月4日開催の第1部会での計画素案の審議の中で、より適切なものがあるのではないかという御意

見をいただいたため、検討の結果、直売所に関する数値目標としている。さきの第1部会での意見を反映しているので御理解いただきたい。

【長林議長】

さきほど清水委員から意見があったが、市町村の役割に除染のことを入れないことについてはどうか。

【高荒環境共生課長】

この計画は、あくまで「循環型社会形成に関する条例」に基づくものである。この計画では、基本的に県の循環型社会を幅広く扱っているが、条例の目的をどのように実現していくかということを中心に考えている。その上で、いろいろな要因の中、放射性物質対策の限界が浮上してきたわけだが、一義的に県として行うべきことを書いている。計画で市町村に義務などを課すようなものにしていない。それは、条例の趣旨を超えるものであると考えているためであって、市町村の除染についても書いていない。

【清水委員】

県の説明自体は理解しているつもりだが、除染であれば、「放射性物質汚染対処特措法」があって、法律の下で、避難地域以外は、まず市町村が除染するとされているが、ここの部分だけを読むと、県だけが放射性物質対策を進めると感じてしまうという懸念がある。条例では、放射性物質について書かれていないが、福島県では放射性物質が大きな課題となっているため、市町村に対して義務を課すようなものではないことは分かるが、行政の役割として、市町村が含まれるような書き方であれば、放射性物質についても書き込んでよいのではないか。

【長林議長】

あくまでも県の計画として、県から市町村へ発信する際にふさわしい書き方かどうかという観点からはいかがか。

【高荒環境共生課長】

さきほども説明したが、あくまで計画は条例の範疇で書いている。一旦、素案として市町村に意見照会したところ、意見は古殿町からあっただけで、この件に関する意見は一切なかった。ここで、「努めます」という文言であっても、今までの内容を超えることになる。この計画は、県の循環型社会形成に関するものであって、除染計画ではないため、こ

こで踏み込むことは適切ではないと考えている。条例の目標を実現するために、県として何をすべきかという内容にとどめたいと考えている。

【長林議長】

県の計画として、放射性物質の問題を改善しながら、循環型社会を推進するという趣旨で、ここはあえて市町村の役割に入れていないということではよろしいか。

また、中野委員の意見の中で、42頁の「自然との共生・共存」ということと、渡邊委員の意見である「利用」ということについては、どのように扱ったらよいか。「自然との共生・利用」に関しては、渡邊委員の考えでは、里山の保全などもあり、積極的に人間が関与するためには「利用」ということになるようだ。

【渡邊委員】

むしろ現在の保全体制は、森林の除染等を含めると、伐採をしながら保全しているという姿になってくる。「共生」という意味では、保護という意味もかなり強い。また、伐採も「利用」ということに含めるので、むしろ積極的に利用しながら、なおかつ、共生を図ることとして、むしろ利用せずに放棄されているところで自然破壊が起こっていることを考えれば、「利用」という語句でよいのではないか。完全に上から目線ということではなく、共生しているということを御理解いただきたい。

【中野委員】

3・11の原発事故を受け、自然を甘く見ていたということが分かったが、「利用」という文言のみで、渡邊委員の言ったような趣旨を解釈してもらえるのか。これから福島県が県内のエネルギー需要量の100%以上に相当する量のエネルギーを再生可能エネルギーで生み出すことを目指しているのであれば、世界でも例のない事故を受けて反省し、福島県だからこそできるという環境社会の目標をたてる決断や理念が欲しい。

【渡邊委員】

記載のとおり、自然を利用することによっていかに共生を図るかということである。学習して自然と積極的にふれあうという点では、搾取ではなく、利用することによって共生を図ることになることを御理解いただきたい。

【市川委員】

文言に違和感はない。文意の受け取り方の違いのような気がするので、語句を追加して、「自然と共存しながら利用するに当たっては」や「自然と共存しながら恩恵を被るに当たっては」にすれば、同じように「利用する」という意味を含みながら、共存する、要するに自然を大事にしながらということが伝わるのではないかと思う。

【中野委員】

教育というのは、子どもだけに限らず、全員で学び、取り組む機会が必要である。そういう意味では、地域性というのを重視していく必要がある。みんなで考えるということにターゲットを絞り、地域の歴史を理解することが地域の環境問題を考えることに繋がる。温室効果ガス排出量削減などの温暖化防止対策も大きなテーマだが、自分たちの身の回りの環境に重点をおいた政策や施策について、市町村と県はフォローが必要である。地域の歴史・伝統を積み上げて環境問題を考えることが、県全体、日本、世界へ発信することになるのではないか。福島県は、3・11で大きなテーマを抱えることになったので、その辺を考える必要がある。

【和田委員】

中野委員の意見はもっともだと思うが、私は総合計画に関する委員でもあり、こうしたことは、総合計画に盛り込まれていると思うので、市川委員の意見のように、語句の追加で十分だと思う。

【長林議長】

大きい理念に関しては、中野委員の意見に反対はないが、この計画を改定するに当たって、気持ちを入れていくのであれば、例として、「自然と共生しながら事業をするに当たっては」などとするのもよい。第1部会でまた審議するというわけにはいかないなので、この部分については、語句を追加するということによいか。（異議なし）

中野委員の意見のように、施策を具体的に数値化してしまうと、その精神が分からなくなり、結果だけを求めるという出来上りのものになるということは事実としてある。しかし、分かりやすい目標値を持ちながら、計画のもとで事業を展開するということが必要であるため、御理解をいただき、十分な進行管理をしていく中で意見をいただくということによいか。（異議なし）

福島県循環型社会形成推進計画に関しては、一部文言の修正を行ったうえで審議会の答申することです承され、修正の内容については会長に一任することとなった。また、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

イ カドミウム及びその化合物の排水基準の見直しについて

事務局（引地部参事兼水・大気環境課長）から、資料2-1から2-4により、カドミウム及びその化合物の排水基準の見直しについて説明し、以下の質疑等があった。

【石田委員】

資料2-1の1頁において、水質汚濁防止法施行規則の改正によって表1のように暫定排水基準が設けられ、平成29年11月30日までと平成28年11月30日までという2つのカテゴリーに分けられた。この期限が終了した場合、暫定排水基準から0.03mg/Lに変更となるのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

暫定排水基準は、水質汚濁防止法施行規則において、適用期限が設けられているが、改正条例において期限を設けるかどうかは、暫定排水基準の適用期限が延長されることも考えられるため文書法務課と調整し、状況を見ながら検討していきたい。

なお、水質汚濁防止法施行規則では、暫定排水基準適用期限が終了となれば排水基準は0.03mg/Lに変更となる。

溶融めっき業を例に挙げると、現在の国の暫定排水基準は0.1mg/Lとなっている。しかし、適用期間が終了となる平成28年11月30日に0.03mg/Lへ変更されるかはその時にならないとわからない。

【石田委員】

国の暫定排水基準が適用される間は、条例で排水基準を定め、国の暫定排水基準の適用が終了した際に、条例で定める排水基準を延長するのか、国の一律排水基準0.03mg/Lへ変更するのか再度検討するということがよいか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

そのとおりである。

【清水委員】

専門が自然科学ではないため理解が十分ではない可能性があるが、国の一律排水基準は0.1mg/Lから0.03mg/Lに変更となり7割減となったことと整合性を図るため、県の条例でも特別排水基準を0.01mg/Lから0.003mg/Lへ7割減としたという趣旨だと理解した。排水基準の濃度が低くなるほど排水事業者等が削減するのは困難であると考えられるため、国の一律排水基準と同様に7割減にしてよいという根拠はあるのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

特別水域は0.01mg/Lから0.003mg/Lという非常に厳しい排水基準へ変更となる。現在、特別水域に指定されている区域はないが、特別水域は基本的には非常に重要な水源を保持している区域であるため、厳しい特別排水基準を設定することによって当該区域に特定施設を設置させないという趣旨が条例の中に含まれている。

【長林議長】

具体的に特別水域に該当する区域はあるのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

現在、特別水域に指定されている区域はないが、例えば摺上ダムなど水道水源の水質保全を図る目的により市町村から指定の申出があれば、指定する可能性がある。

【長林議長】

現在、特別水域に指定されている区域はないということか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

そのとおりである。

カドミウム及びその化合物の排水基準の見直しに関しては、資料2-2のとおりの内容で審議会の答申することです承され、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

ウ 平成27年度水質測定計画について

事務局（引地部参事兼水・大気環境課長）から、資料3-1から3-3により、平成27年度水質測定計画について説明し、以下の質疑等があった。

なお、本日欠席である河津委員より「公共用水域における放射性物質のモニタリングについての中で「総合モニタリング計画」の調査場所と水質汚濁防止法に基づく放射性物質の常時監視場所は重複しているのか。また、水質汚濁防止法の常時監視の調査場所は公共用水域3カ所及び地下水2カ所の選定理由に何か。」という事前質問があった。

事務局より「平成26年度から環境省が実施している公共用水域の常時監視場所と「総合モニタリング計画」の調査場所は「総合モニタリング計画」による調査が幅広い場所で行われており、それ以外の地点で場所を選定することは不可能であるため調査場所は重複している。また、水質汚濁防止法の常時監視の調査場所は、環境省は方針に従い、県及び市町村等の意見を聞きながら選定を行っている。この方針とは、公共用水域は流域面積、流域人口を考慮した代表的な河川の過料部の3地点、地下水は各地下水盆・水脈からの地下水の利水量を考慮した地域を代表する井戸を定点1地点、ローリングを5地点選定するというものである。調査地点の詳細は資料3-2の90頁に記載している。」という回答を説明中に行った。

【渡邊委員】

資料3-1の4頁において、福島市の測定回数について、低い濃度であるため測定回数を削減したとあるが、高濃度で検出される可能性もある。

当該項目について排出する事業場がなくなったためや高濃度で検出される恐れがなくなったなどの条件で測定回数を削減させているのか、それとも、単にモニタリングの条件として測定回数を減少させているのか知りたい。

大変な事業であるということは承知しているが、モニタリングの機能という意味では測定回数をできるだけ減少させてほしい。

汚染物質の発生源の変更があったため、測定回数を削減したというのであれば教えてほしい。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

福島市においても、削減理由のとおり報告下限値未滿で推移しているため、県のローリング方式の調査方法と同様に水質の変化が少なく、良

好な水域が保たれている水域において測定回数を削減するという判断を行っている。

必要性が生じれば、測定回数を増やす等の措置を行うことも考えられる。

【渡邊委員】

荒川上流にも発生源となる処分場などがある。そういう場所による汚染の心配が解消されたことや処分が終了したことにより水質が改善されたということだけでなく、現在までのモニタリングの結果、良好な水質が保たれていると判断されてため、測定回数を削減させたという理解でよいか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

そのとおりである。

【細谷委員】

本計画は県で実施している水質測定計画なのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

県で行っている調査と市独自で行っている調査がある。

福島市、郡山市、いわき市においては郡山市及びいわき市は中核市、福島市は水質汚濁防止法の政令市であるため、測定の権限は市にあるため市独自で調査を行っており、県で水質測定計画としてまとめている。

【細谷委員】

市町村で調査を行っているのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

福島市、郡山市、いわき市は市町村で調査を行っている。

【和田委員】

先ほどの渡邊委員と意見と同様のものであるが、逆にいわき市ではLASの測定回数が増加している。測定回数が増えるということはよいことだが、何か問題があったため測定回数を増やしたのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

L A Sは新しく設けられた項目である。

河川的环境基準点において1回から4回に増加した理由は季節変動を把握するためである。海域は新しく設けられた基準項目であり、できるだけ多くモニタリングをするため測定地点を増加させるべきであるという判断がされたためである。

【長林議長】

L A Sという項目は具体的には何か。

【志田主幹兼副課長】

L A Sとは、「直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩」の略語であり、合成洗剤の材料である。

【長林議長】

L A Sが排出される理由として、生産される工場が多いのか、利用する工場が多いのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

生産させる工場からL A Sが排出されることも考えられるが、生活排水等に含まれることが多い。

【和合委員】

福島市がカドミウムの測定回数を削減するということがあったが、議事の2で審議されたカドミウムの厳しい排水基準への見直しを踏まえた測定回数の削減なのか。それとも現在までの水質のモニタリングの結果による測定回数の削減なのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

カドミウムについては先ほど審議され、国の一律排水基準が0.1mg/Lから0.03mg/Lという厳しい値へ変更された。

福島県内の河川湖沼等の常時監視地点において、環境基準超過で検出された地点はなかった。

今回の福島市がカドミウムの測定回数を削減した理由としては、カドミウムにおける排水基準が変更されたためではなく、良好な水質を保たれていると判断された地点であるため測定回数が削減されたということである。

【長林議長】

摺上川阿武隈川合流地点は、特例として年 12 回測定していたと判断されるが。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

そのとおりである。

【長林議長】

福島市で、昨年は調査目的があったため月 1 回のモニタリングを行っていたと思う。

【石田委員】

福島市といわき市は資料 3-1 の 4 頁にイの福島県以外の測定機関として記載されているが、同様に市独自で測定を行っている郡山市は昨年度と変更がないため、資料 3-1 に記載がないのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

そのとおりである。

郡山市は平成 26 年度と同様の水質測定計画である。

【石田委員】

郡山市はいわき市等と同様の測定項目、回数で行っているのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

県及び各市では、生活環境項目や要監視項目等について同様の測定項目、回数で測定を行っている。

余談にはなるが、県及び市町村において苦慮していることは先ほど渡邊委員からも指摘があったように測定において非常に費用がかかることである。

平成 26 年度の公共用水域の調査費用は 3 千万円程度、平成 27 年度の予算は決定していないが、人件費の高騰等もあり厳しい状況にある。

モニタリング回数を保つことは非常に重要なことではあるが、測定回数の見直しや測定地点のローリング調査等を行い、予算を適正に執行することも重要である。

【長林議長】

先ほど石田委員から意見があった福島市や郡山市等の測定は資料3-2の計画のどの部分に記載しているのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

例えば、19頁では連番号59は福島市、連番号61は県の県北地方振興局、連番号66は郡山市というように測定機関について記載しており、全ての調査地点について網羅している。

【渡邊委員】

予算の都合上測定回数を削減することは仕方がないことではあるが、摺上川流域の上流には最終処分場もあるため、監視対象として調査することは重要である。

測定回数においては、渇水時期等採水する時期も重要となるため、県から福島市等にモニタリングについて指摘ができるようであればお願いしたい。

【長林議長】

水質測定計画では測定時期を決めているのか。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

水質調査を実際に行う委託業者との調整もあるが、地点の特性等に合わせ月1回の測定を例えば第2週に行う等決めている。

しかし、大雨等の天候によって測定が不可能となる場合もあり、調査時期には変更が生じる。

【長林議長】

渡邊委員からの意見は、流量に対しての濃度が重要であるため、定性的な管理を行う上で適正な測定時期に調査を行うべきであるとのことである。

【引地部参事兼水・大気環境課長】

採水時期は契約等で決められており、必ず適正な条件で採水できるように対応することは困難である。

【長林議長】

流量を同時に測定している地点もあるため、流量と測定結果を合わせ

てデータを判断することがよいと思われる。

平成27年度水質測定計画（案）に関しては、資料3-2のとおりの内容で審議会の答申することです承され、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

エ 体験の機会の場の認定について

事務局（佐々生活環境総務課長）から、資料4-1から4-3、及び参考資料4-1、4-2により、体験の機会の場の認定について説明し、以下の質疑等があった。

なお、本日欠席である河津委員から「当該申請は、個人の私有地を里山林での自然体験学習の場に提供するもので、申請者に敬意を表したいと思います。また、安全で安心できる自然体験学習の場が多く認定されることを期待したいと思います。」という意見が提出されていることを説明した。

【渡邊委員】

大変けっこうなことだと思うが、認定された後のことが気になっている。認定は期限なく続くものか。また、認定後のチェックはどのようにしていくのか。

【佐々生活環境総務課長】

資料4-1にあるとおり、認定の有効期間は認定の日から起算して5年間と考えている。有効期間満了後は更新手続きを取ることも可能である。また、1年に1回、活動状況の報告を徴するなどし、営利を主たる目的とするものでないことも含めて、内容が申請時と変わっていないかどうかを確認していく。必要な場合には助言、指導を行ってまいりたい。

【市川委員】

対象者は県内にとどまらず全国各地の小学生以上ということでもいいか。

【佐々生活環境総務課長】

申請者は、場の状況と指導者の状況を踏まえ、小学生以上1回あたり10～30人程度を規模としてプログラムをやっていきたい、という申請をしている。対象者について、県内外を問うものではないので、県外の方の利用も可能である。

【市川委員】

そうすると、阿武隈山地ということもあり、県外からの問い合わせの際には、環境放射線に関するものが必ずあると思う。やはり県としては、安全であることを明言しなければならないのではないか。体験の機会の場の認定の情報を公表したら、少数派ではあるがツイッターやブログなどでいろいろと書く人が絶対について、そういう少数派の人の意見が拡散することを危惧している。強い気持ちで進めなければいけないと思う。

【佐々生活環境総務課長】

現地調査の際に、職員が今回の申請場所の放射線量を測定している。家屋周辺については除染を行っており、空間線量は屋内が $0.12\mu\text{Sv/h}$ 、屋外が $0.2\mu\text{Sv/h}$ 前後の値であった。水については今回測定していないが、周辺の類似の測定結果によると、基準値を超えるものは検出されていない。委員からお話があったとおり、この場が認定になって広報する場合には、空間線量などの情報をあわせて掲載するなどして、参加希望者に十分御理解いただくことが必要だと考えている。

【和田委員】

ただいまお答えいただいて、私も疑問点が解消されたが、できれば測定項目の中に敷地内の土壌も入れて、公表して欲しい。

【佐々生活環境総務課長】

現時点では、土壌をすぐに測定できる体制はない。今回実施するプログラムの中に、直接水や土に触るプログラムはないが、今後、参加される方や保護者の方が御理解いただけるような方法で対応していくことについては、申請者と県とで連携しながら検討していきたい。

【長林議長】

放射線の話で、県が全部保証しなくても、活動の内容によって、県が放射線量について確認した上で安全確保するといった答えはできないのか。活動の内容で、例えば子どもたちが水の中に入ることはなくても、底質を採ったりすると、放射線量が高い場合もあり得る。そういう場合には、申請者には「しっかり計測をして、安全を確認した上で活動すること」を促すよう付記して認定はできないか。現状だと、県が全部保証しなくてもいい中で、全てが安全であると環境審議会が判断して許可したということになってしまっているのではないか。

【市川委員】

泥をいじって遊んだくらいでは、健康影響はない。このくらいの時間このくらいの線量の泥をいじって、仮にそれを全部摂取したとしても内部被ばくとしてはこの程度ですよ、という計算を出した上で、安全ですよ、これは医学的にも放射線学的にも問題ないですよ、ということは断固として言い続ける。しかし、それに対して安心できるかというのはまた別なことなので、その情報に対して納得した方だけが参加すればいいと思う。危険であるという文言は入れない方がいいと思うし、危険ではない。環境放射線はこうですよ、土壌の放射線はこうですよ、という測ることのできるデータの数値だけをきちんと公表していくべき。付け加えれば、これからは実測値で健康影響を考えていきましょうという流れになっているので、そこに住んでいらっしゃる方のガラスバッチのデータがあれば、そのデータを出すのもいいと思う。大人と子どもでは被ばく量が違うという意見もあるが、空間線量で計算する被ばく量よりも、実際にガラスバッチで出る数値が低いことはわかっている。

【佐々生活環境総務課長】

審議会の皆様の御意見をお伺いし、県が認定するという事になっているが、法律上、安全性まで全て県が責任を担保する、というものではない。ただし、当然に安全に活用していただくということが極めて重要である。例えば放射線以外のことについては、危険箇所には柵を設置したり、活動にあたっての安全計画を定めたり、万が一の事故の場合の緊急対応を定めたりと、対策をとっている。県としても必要に応じて指導、助言していく。あわせて福島県内で屋外活動ということになると放射線という心配もあるので、お子さん、保護者の皆様に御理解いただけるような情報の提供について、できることはやっていきたい。申請者ともそういう意識で協力していきたい。

【中野委員】

安全性について危惧する人がいろいろな質問をしてくると思う。そういう質問に対する問答集を準備して、質問に対して答えられるように体制を整えておき、あとは利用者の自己責任というスタンスでいいのではないかと思う。安全を追求しすぎるとキリがない。

【佐々生活環境総務課長】

今回の申請内容に係る認定の判断にあたっては、過去3年以上の実績

も要件となっている。過去3年間において、同じ指導者が、大規模ではないがプログラムを実施しているので、ノウハウの蓄積の活用をさせていただきながら、県としても、皆様に御理解いただけるような活動の場に育て上げていきたいと考えている。

【石田委員】

非常にいい活動だと思うので、こういった活動が継続して成立するようになっていただければいいと思う。利益をあげてはいけない、というのがルールとしてあると思うが、安全性を確保したり、施設を運営したりすると、お金がかかる。こういったいいものが継続していけるよう、県からの補助などのシステムはあるのか。

【佐々生活環境総務課長】

この制度に関する県の補助はない。今回の申請においては、公益信託からの資金援助やNPO団体の資金提供等で活動しており、今後も資金援助等を受ける予定である。なお、実費程度の参加費用の徴収をすることも可能である。

【石田委員】

非常にいい活動だと思うので、続けていけるような仕組みを県の方で考えて欲しい。こういった提案が数多くなされるような仕組みを検討いただきたい。

体験の機会の場の認定に関しては、適当と認めるとして答申することです承され、会長から知事に答申後、各委員に答申書の写しを送付することとされた。

(5) その他

事務局（大江生活環境部企画主幹）から、今後の環境審議会のスケジュールについて説明した。

(6) 閉会